

ヒト胚の取扱いに係る生命倫理面での主要先進国の取組み状況

2007年4月現在

	ヒト受精胚の研究用作成・利用	ヒトES細胞研究		人クローン胚の研究用作成・利用	クローン人間の産生・利用
		樹立	使用		
<p>米国</p> <p>州によっては許容する動きあり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 連邦の法的規制なし。 国立衛生研究所（NIH：National Institutes of Health）行政指針に基づき、政府資金は交付されない（民間資金による研究に対する連邦政府としての規制はない）。 但し、上院公聴会においてNIH長官が、「連邦政府の研究助成を受けた研究者も新たなコロンニアのヒト胚性幹細胞研究を行うことを容認すべき」との発言を行い、物議を醸している。 	<ul style="list-style-type: none"> 2001年8月に発表された大統領の方針により、ヒトES細胞を新しく樹立する研究には公的助成を認めていない（民間資金による研究には、連邦政府の規制はない）。 カリフォルニア、ニュージャージー、コネティカット、マサチューセッツの各州は、ES細胞の樹立研究を一定の規制の下に推進する州法を制定している。 2006年7月、余剰胚由来のES細胞研究に連邦予算を認める法案を議会で可決したが、ブッシュ大統領により拒否権が発動。廃案となる。その後、同様の法案が再度提出され、2007年1月に下院で、同年4月に上院で可決されたが、同大統領により再度拒否権を行使する旨の声明が発表。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左（大統領方針）により、既に樹立された余剰胚由来のヒトES細胞を用いた研究にのみ公的助成を認めている（民間資金による研究には、連邦政府の規制はない）。 カリフォルニア、ニュージャージー、コネティカット、マサチューセッツの各州は、ES細胞の使用研究を一定の規制の下に推進する州法を制定している。 2006年7月、余剰胚由来のES細胞研究に連邦予算を認める法案を議会で可決したが、ブッシュ大統領により拒否権が発動。廃案となる。その後、同様の法案が再度提出され、2007年1月に下院で、同年4月に上院で可決されたが、同大統領により再度拒否権を行使する旨の声明が発表。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左（大統領方針により公的助成禁止）。 クローン人間の産生及び人クローン胚作成を禁止する法案は下院を通過したが上院で破棄（2002年）。 国連のクローン人間産生禁止条約策定について、人クローン胚の作成も含めて禁止とする立場。 カリフォルニア、マサチューセッツ、ニュージャージーなどの州では、一定の条件の下に、生殖クローニングを除くクローン胚研究を許容する州法を制定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 大統領令により公的助成を禁止しているほか、一部の州においては州法により産生そのものが禁止されている。

英国	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヒト受精・胚研究法」(1990年制定、2001年改正)に基づき、ヒト受精及び胚研究許可庁(HFEA:Human Fertilization and Embryology Autholity)が胚の作成・利用について規制を行い目的を限定した許可制で容認。 ・ヒト胚研究は政府機関である同庁による許可制。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヒト受精・胚研究法」による規制のもと、受精胚及び人クローン胚からのヒトES細胞樹立を可能としている。 ・「ヒト組織法」(2004年11月制定)による規制も適用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・英国幹細胞バンク(UK Stem Cell Bank)がヒトES細胞等の分配、使用に関して指針を定めている(最終改訂2006年8月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヒト受精・胚研究法」により目的を限定した許可制で容認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヒト受精・胚研究法」により禁止。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・「生命倫理法」(1994年)で、ヒト受精胚の観察以外の研究利用を禁止。 ・施行の細則を定めるコンセイユ・デタのデクレ公布後5年間の過渡的措置として余剰胚の研究利用を限定的に認める内容の改正法案が議会で2004年7月に採択。当該デクレは、2006年2月に制定・公布された。ただし、研究目的のための胚の作成は引き続き禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2006年2月以降5年間の過渡的措置として余剰胚からのES細胞の樹立を認める内容の改正法案が議会で2004年7月に採択。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2006年2月以降5年間の過渡的措置としてES細胞の使用等を認める内容の改正法案が議会で2004年7月に採択。 ・当該期間は、余剰胚由来のES細胞の輸出・輸入・使用には、生物医学庁(Agence de bio medecine)の許可を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人クローン胚の作成・利用を明示的に禁止する改正法案が議会で2004年7月に採択。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明示的に禁止とする改正法案が議会で2004年7月に採択
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・「胚保護法」(1990年)に基づきヒト胚の取扱いについて規制。ヒト受精胚を生殖補助医療以外の目的で作成すること、余剰胚を使用することのいずれも禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「胚保護法」により禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「胚保護法」により禁止。 ・ただし、余剰胚から作成されたES細胞の輸入とその使用については「幹細胞法」(2002年7月)による厳しい規制下で認めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人クローン胚の作成についても、「胚保護法」によって禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「胚保護法」により禁止。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・「生殖補助法」(2004年制定)により、ヒト受精胚研究を規制。生殖補助医療の改善を目的としたヒト受精胚の作成・利用や、余剰胚の利用が認め 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生殖補助法」および「ヒト多能性幹細胞研究ガイドライン」(カナダ保健研究機構)に基づき、余剰胚からの 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用研究は、「ヒト多能性幹細胞研究ガイドライン」によって規制されている。(ガイドラインの規制の対象と 	<ul style="list-style-type: none"> ・人クローン胚の作成は「生殖補助法」によって禁止されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同じく「生殖補助法」により禁止。

	られている。	ヒトES細胞の樹立が認められている。 ・新規の樹立は、カナダ生殖補助機関による許可制となっている。	なるのは、連邦の資金援助を受けている研究のみ。)		
オーストラリア (ただし、独自の規制を行っている州もある。)	・「ヒト胚研究法」(2002年12月制定)により、余剰胚の研究利用を許可。2006年12月にこの法律および「ヒトクローン禁止法」を改正することにより、クローン胚に限って研究目的でのヒト胚作成を認める。	・ヒトES細胞の樹立については、左法にもとづき、連邦保健医学研究会議(NHMRC:National Health and Medical Research Council)による許可制をとっている。	・ヒトES細胞を含む幹細胞研究に関する法的規制はないが、使用については、NHMRCにより「ヒト胚研究における倫理的行為に関する連邦声明」(1999年制定)が指針として定められている。	・人クローン胚の樹立は、「ヒトクローン禁止法」(2002年)によって禁止されていたが、2006年に法改正(名称:「生殖目的のヒトクローン禁止法」)をし、人クローン胚の樹立を許可。使用は「ヒト胚研究法」によって規制される。	・「生殖目的のヒトクローン禁止法」(2002年制定、2006年改正)によって禁止。
韓国	・「生命倫理及び安全に関する法律(生命倫理法)」(2004年1月公布、2005年1月施行)に基づき、余剰胚に限定して容認。	・胚からのES細胞樹立を「生命倫理法」により規制。	・「生命倫理法」にはES細胞を使用する研究に関する明文の規定はないが、現状では同法に基づく樹立研究並みの手続きが要求されている。 ・現在、使用研究の条件及び手続を緩和する方向で、行政内部の検討が行われている。	・「生命倫理法」により目的を限定した許可制で容認。	・「生命倫理法」により禁止。
日本	・国の法的規制なし。(産科婦人科学会の自主規制)	・国の指針による規制のもと余剰胚に限り樹立を認める。	・国の指針による規制のもと余剰胚に限り使用を認める。	・「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(クローン法)」(2000年)に基づく指針により、当分の間禁止。 ・現在、目的を限定して容認する方向で指針の改正のための検討中	・「クローン法」により禁止。